

生活

LIFE

田原市で生まれた 絵本「じんけん」

平成20年度文部科学省委託事業「人権教育推進のための調査研究事業」で、障害者人権擁護のための教材として絵本「じんけん」がつけられました。制作したのは、障害児の保護者、田原市手をつなぐ育成会、障害福祉事業所と田原市教育委員会などに所属する13名で構成された田原人権ファンクション委員会です。

この絵本には3話が収録されており、いずれも人権について考えていただける内容となっています。2月中に完成し、市内の図書館をはじめ小中学校や保育園、幼稚園などに配布されますので、皆さんぜひご一読ください。詳しくはお問い合わせください。



- ▶収録されている話
ニッポン
- 1.これって…NIPPON?
 - 2.ある日魔法にかけられた
 - 3.四つ葉のクローバー

▼生涯学習課

☎ 23局3531 FAX 22局3811
✉ syogaku@city.tahara.aichi.jp

猫を飼っている方にも願う

猫は年に数回発情して、1回あたり6匹前後の子を産みます。2月から3月が1回目の発情期で、5月から6月に子猫が産まれます。産まれた子猫の措置に困り、動物保護管理センター東三河支所などに収容される場合があります。猫を飼う際には、次のことを守りましょう。

- 最期まで責任をもって飼うようにしましょう。
- 飼い主が飼える数以上に増やさないために、不妊、去勢手術をしましょう。
- 首輪に名札を付けるなど、所有者明示をしましょう。
- 交通事故、近所迷惑を防ぐため、室内で飼うようにしましょう。

猫を捨てることは犯罪です。家族探しや飼育方法、しつけ方でお困りの方はご相談ください。

※犬に関する相談も受け付けています。
▼愛知県動物保護管理センター東三河支所

☎ (0532) 33局3777
FAX (0532) 33局3779

税

TAX

寄附金税制が 大幅に拡充されます

市県民税の寄附金控除の対象と計算方法が大きく変わります。

平成20年度分までは、10万円を超える寄附金のみが対象でしたが、平成21年度分からは50000円を超える寄附金が控除の対象となり、控除方式も税額控除に変更となります。

また、都道府県・市区町村に対する寄附金（ふるさと納税）については、さらに特例控除が加算されます。平成20年1月1日からの寄附が対象となり、翌年度の市県民税から控除されます。

平成20年中の寄附について控除を受けるためには、領収書などの証明書を添付して、3月16日（月）までに確定申告（市県民税のみ課税される方は市県民税の申告）をする必要があります。詳しくはお問い合わせください。

▼税務課
☎ 23局3509 FAX 23局0180

寄付

DONATION

次の方からご寄付をいただきました。ご厚意に感謝します。

ふるさと寄附金

▼1月8日、匿名希望の方から社会福祉のため、金30万円。

田原市博物館平常展

●2月19日(木)～3月22日(日)

開館時間▼午前9時～午後5時
(入館は午後4時30分まで)月曜日休館

内容▼春間近々華椿系画家の百花(特別展示室・企画展示室1)、ひな人形展(企画展示室2)

観覧料▼一般210円(160円)、小・中学生100円(80円)
※()内は20名以上の団体割引料金
／毎週土曜日は小・中・高生無料開放日

▼田原市博物館 ☎ 22局1720



▲渡辺華山 雛祭図 天保9(1838)年 田原市博物館蔵